

2014年度 法科大学院

既修者特別入学試験 第1回目問題

1 時限

憲法・民法・刑法

(論文式)

試験時間 120 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

設 問

日本国憲法第22条第1項において保障されている職業選択の自由に対する規制の合憲性判断に関して議論されている、いわゆる「規制目的二分論」について、論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[民法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは、Xからお金を借りようと思ったが、病気で入院していたため、Xのところに行くことができない。そこで、Yは、Zに、自分に代わってXからお金を借りてきてほしいと依頼し、Zもそれを承諾した。Yは、後日Xから借りる金額がはっきりしたら連絡する旨をZに告げ、委任事項欄の借入金額を空欄にした委任状と印鑑をZに交付した。

後日、Yから50万円を借りてきてほしいとZのもとに連絡があった。ところが、お金に困っていたZは、Yから預かっていた委任状の金額欄に100万円と記載し、Yの代理人として、Xから100万円を借り受け、借入金のうち50万円だけをYに渡し、残りの50万円は、自己の借金の返済に充てた。

その後、借入金の返済期日が到来し、YがXに50万円を支払おうとしたところ、Xは、借入金額は100万円であると主張して、100万円の返済を請求してきた。

なお、Yは、これまでも何度かXから100万円程度のお金を借りたことがあったが、代理人によってお金を借りたのは今回が初めてだった。

設 問

XはYに対して、民法109条または110条に基づいて100万円の返還を請求することが出来るか答えなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、交際相手のBが妊娠したことを知り、Bの同意の下、医師Cに、Bへの堕胎を依頼した。Cは、Bの妊娠が既に母体保護法によって堕胎が正当化されない時期に至っていることを知りながら、堕胎手術を行ったところ、D(子)が出生した。しかしDは、Cが事後の措置を講ぜず、病院内に放置したために、手術の3時間後に院内で死亡した。

設 問

この場合におけるCの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

（解答は全て解答用紙に記入すること）